

答申第 180 号

平成 16 年 7 月 12 日

神奈川県知事 松沢 成文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 4 月 14 日付けで諮問された火災報告一部非公開の件（諮問第 249 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

川崎市から提出された平成 14 年 7 月分から 12 月分までの火災報告に記載された出火原因欄の「経過」及び「着火物」は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、川崎市から提出された平成 14 年 7 月分から 12 月分までの火災報告(以下「本件行政文書」という。)を、神奈川県知事(以下「知事」という。)が平成 15 年 2 月 25 日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)のうち、出火原因欄にある「経過」及び「着火物」を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が本件行政文書の出火原因欄にある「経過」及び「着火物」を、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第 5 条第 1 号に該当するとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から条例の解釈を誤っている、というものである。

川崎市においては、火災調査報告書に関する同市情報公開審査会の答申を受けて、本件行政文書の非公開情報と同内容である火災原因の情報が公開されていることから、「経過」及び「着火物」は個人に関する情報ではあるが、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当するので、公開すべきである。

また、火災報告は、火災予防の観点から作成され、提出されるものであり、出火原因欄の「経過」及び「着火物」を公開することにより、「人の生命、身体、健康又は財産」が保護されると考えるので、同号ただし書エにも該当するので、公開すべきである。

3 実施機関(防災局防災消防課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、川崎市に係る平成14年7月から12月までに発生した火災に関する220件の報告である。同報告は、消防組織法第22条の規定により消防庁長官が求める消防関係報告のうち火災に関する統計及び情報の形式を定めた火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号消防庁長官通知)に基づき作成され、同市から本県を經由して、国(総務省消防庁)あてに報告されたものである。

(2) 条例第5条第1号該当性について

本件行政文書の出火原因欄にある「経過」及び「着火物」は、出火原因に関連する個人の発言を記録した質問調書に基づいて、出火に至るまでの当該個人の行動を記録した情報であり、これを公開することにより、出火原因に関する個人の行動が推測され、過失等の態様が明らかになる可能性が生じている。特に、ある一定範囲の者には、発火源等の他の情報と照合することにより、出火に関与した者が判明する可能性もあることから、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

(3) 条例第5条第1号ただし書該当性について

ア 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

本件行政文書は、法令又は条例による閲覧等の規定がないので、条例第5条第1号ただし書アに該当しない。

イ 条例第5条第1号ただし書イ及びウ該当性について

本件行政文書は、火災における出火原因等を的確に把握し、効果的な火災予防対策を講じていくために、情報、統計の蓄積と的確な処理、加工分析によるデータを得るために作成されるものであるから、個別の火災報告について、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえず、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

また、上記目的のため作成される同文書は、公務員等の職務の遂行に関する情報ではないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しない。

ウ 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

本件行政文書は、火災予防行政の的確な遂行のために、火災データを

得ることを目的として作成され、報告されるものであり、これを公開することにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあることとの均衡により判断すると、条例第5条第1号ただし書工に該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、消防組織法第22条に基づき、川崎市から本県を經由して、総務省消防庁あてに提出された火災報告である。

(3) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、本件行政文書の非公開とされた情報のうち、出火原因欄にある「経過」及び「着火物」であると認められる。以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも

含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想・信条、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認める場合に限って、この点に触れることとする。

(ウ) 実施機関は、本件行政文書に記載された火災原因欄の「経過」及び「着火物」は個人の発言を記録した質問調書に基づいており、これを公開することで、出火原因に関する個人の行動が推測され、当該個人の過失等の態様が明らかになる可能性が生じていること、特に、ある一定範囲の者には、発火源等の他の情報と照合することにより、出火に関与した者が判明する可能性もあることから、個人情報に該当すると説明している。

しかし、この説明は、火災場所と発生日時により特定された火災報告 1 件を対象とした公開請求及び決定に関する当審査会の答申第 58 号（平成 11 年 5 月 21 日）の判断に基づいているが、本事案とは判断の前提を異にするものであり、事実、同答申の原処分前になされた決定においては、実施機関が火災原因欄の「経過」及び「着火物」を公開情報としていることも認められる。

本件処分においては、出火場所（町名まで）及び発生時刻等が公開されているが、220 件の火災報告が公開請求及び諾否決定の対象となっていることから、火災原因欄の「経過」及び「着火物」は特定の個人が識別できる情報とは考えられず、また、明らかに個人の思想・信

条、心身の状況等に関する情報でもないことから、当該情報は、条例第5条第1号本文に該当しない。

以上のことから、本件行政文書の火災原因欄の「経過」及び「着火物」は同号本文に該当しないと判断するので、同号ただし書該当性については判断する必要がない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 4 月 14 日	諮問
4 月 24 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 22 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 27 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 2 月 12 日 (第 31 回部会)	審議
3 月 18 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開 等理由説明を聴取
3 月 26 日 (第 32 回部会)	審議
4 月 27 日 (第 33 回部会)	審議
5 月 31 日 (第 34 回部会)	審議
6 月 21 日 (第 35 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
鈴木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年7月12日現在)(五十音順)